

教育委員会教育長庁達第1号

教育委員会事務局
各教育機関

堺市教育委員会事務決裁規程（平成14年教育委員会教育長庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市教育委員会
教育長 関 百 合 子

第2条第1号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同条第4号中「の長」の次に「及び担当課長」を加える。

第4条第1項中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

第5条第1項の表中

「

教育長	所管の教育次長又は教育監	教育監又は教育次長
教育次長又は教育監	所管部長又は担当の理事	所管課長若しくは副館長又は担当の部理事若しくは副理事
部長	所管課長若しくは副館長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
課長	課長補佐（グループ制を敷く組織にあつては、所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹、主任指導主事、指導主事若しくは主査）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、課長が指名する主幹、主任指導主事、指導主事又は主査）又は所管の主幹、主任指導主事、指導主事若しくは主査

を

」

教育長	所管の教育次長、教育施設技術監又は教育監	教育次長、教育施設技術監又は教育監
教育次長、教育施設技術監又は教育監	所管部長又は担当の理事	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事
部長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
課長(担当課長を除く。)	課長補佐(グループ制を敷く組織にあつては、所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長(担当課長を除く。))が指名する課長補佐、主幹、主任指導主事、指導主事若しくは主査)又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長(グループ制を敷く組織にあつては、課長(担当課長を除く。))が指名する主幹、主任指導主事、指導主事又は主査)又は所管の主幹、主任指導主事、指導主事若しくは主査
担当課長	所管の主幹、主任指導主事若しくは主任管理主事(以下この表において「主幹等」という。)(グループ制を敷く組織にあつては所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして担当課長が指名する課長補佐、主幹、主任指導主事、指導主事若しくは主査、グループ制を敷かない組織であつて所管の主幹等を置かないものにあつては課長補佐)又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長(グループ制を敷く組織にあつては、担当課長が指名する主幹、主任指導主事、指導主事又は主査)又は所管の指導主事、主査

に改める。

第9条の見出しを「(教育次長、教育施設技術監及び教育監の専決事項)」に改め、同条教育次長及び教育監共通専決事項を定める部分及び教育次長専決事項を定める部分以外の部分中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同条教育次長及び教育監共通専決事項を定める部分中「教育次長及び教育監共通専決事項」を「教育次長、教育施設技術監及び教育監共通専決事項(教育施設技術監は、第2号から第6号まで、第8号、第9号及び第11号から第13号までを除く。)」に改め、同部分第1号及び第7号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同部分第9号中「当直者の決定及び代直者の選任に関する」を「宿日直を命ずる」に改め、同条教育次長専決事項を定める部分第1号、第2号及び第5号から第7号までの規定中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同条教育監専決事項を定める部分中「教育監専決事項」の次に「(教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監に限る。)」を加える。

第10条総務部長専決事項を定める部分第1号から第3号までの規定中「(教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

第11条放課後子ども支援課長専決事項を定める部分中「放課後子ども支援課長専決事項」を「放課後こども支援課長専決事項」に改める。

第14条第1項の表第1号から第5号までの規定中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同表第6号中「(西区役所にあつては総務課長)」を削り、同表第8号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。